

## ○公契約基本条例に関する留意点

### ①対象工事・対象外工事に従事した場合の労働賃金の算出方法について

「草加市公契約基本条例の手引」では労働賃金の算出方法（P6）を掲載しておりますが、算出例は、ひと月を通して「公契約基本条例の対象工事（以下対象工事）」のみに従事した場合の事例になります。

ひと月の中で労働者が「対象工事」と「対象外工事」に従事した場合においては、支払賃金を按分のうえ、「対象工事」に従事した賃金分が労働賃金基準額以上の賃金であるか比較を行います。（「対象外工事」に従事した賃金分についての報告は必要ありません。）

#### ※対象工事・対象外工事に従事した場合の労働賃金の算出例

支払賃金／月 300,000円（うち対象工事に従事した賃金 180,000円）

※賃金（手当等含む）の按分方法は、事業者により異なります。

労働日数／月 21日（うち対象工事に従事した日数 11日）

労働時間／日 8時間

上記の場合

180,000円 ÷ 11日 ÷ 8時間 ⇒ 2,046円

②労働者と合意の下、見習い、手元等の労働者として使用者が判断する労働者の労働賃金については、状況に応じ次のとおり取扱うものとします。

各職種の作業について、補助的業務を主に実施した場合、技能の保有状況及び肉体的条件と作業内容に応じて「普通作業員」、「軽作業員」又は「トンネル作業員」に分類してください。（公共事業労務費調査の手引きより抜粋）